

防整技（事）第136号
令和4年3月31日
一部改正 防整技（事）第201号
令和6年4月23日

整備計画局長
各幕僚長
情報本部長
各地方防衛局長
殿

事務次官
(公印省略)

自衛隊隊舎整備基準について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので通達する。

なお、自衛隊隊舎整備基準について（防経工第2271号。3.4.24）は、廃止する。

記

1 隊員居室

(1) 整備基準

隊舎を新設する場合の隊員居室は一室15㎡又は30㎡とする。ただし、一室30㎡の場合は隊員居室各室を壁で間仕切り、隊員の個別空間の確保に配慮すること。

(2) 定員

一室15㎡の場合は1名、一室30㎡の場合は2名とする。

2 自習室

1人当たり0.41㎡とする。ただし、1室当たり15㎡に満たない場合は、15㎡とする。なお、隊員居室を一室15㎡で整備した場合は、算定しない。

3 娯楽室

1人当たり0.82㎡とする。ただし、1室当たり15㎡に満たない場合は、15㎡とする。

4 付属諸室

隊舎には、倉庫、便所、洗面所、洗濯室、乾燥室、シャワー室、調理室、機械室その他必要な室を整備すること。

5 冷暖房設備

- (1) 冷房設備 冷房設備を整備すること。
- (2) 暖房設備 暖房設備を整備すること（沖縄地区等を除く。）。

6 その他

第1項から第5項までの規定は、部隊の実情を考慮して整備すること。

- 7 この基準に定めるもののほか、隊舎の整備に関して必要な細部事項については、整備計画局長が別に定めるものとする。